

# 役員等の報酬および費用弁償に関する規程

## 役員等の報酬および費用弁償に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人藹々（以下「法人」という。）の理事および監事、評議員、第三者委員・評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（理事会及び評議員会への出席報酬等）

理事が理事会に出席したとき、および評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬および費用弁償費を支払うことができる。

### 第3条（役員等の勤務報酬等）

理事長に対しては、別表2により報酬および費用弁償費を支払うことができる。

なお、第2条の理事会への出席報酬等は、支給しないものとする。

2. 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人業務および施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および費用弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が、費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

### 第4条（監事の報酬等）

監事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬および費用弁償費を支払うことができる。

2. 監事が、理事会以外の日において、法人および施設の指導検査への立会いおよび運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および費用弁償費を支払うことができる。
4. 交通費の実費が、費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

### 第5条（第三者委員の費用弁償）

第三者委員が第三者委員会への出席、調査への立会い、その他必要な業務を行った場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。ただし、報酬は支給しない。

### 第6条（評議員選任・解任委員会委員の費用弁償）

評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会への出席、その他必要な業務を行った場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。ただし、報酬は支給しない。

### 第7条（出張旅費）

役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬および旅費を支給することができる。

**第8条（適用除外）**

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

**第9条（改正）**

本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規則は、平成25年1月25日から施行し、平成23年10月6日から適用する。

附 則 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成28年3月28日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則 この規則は、平成28年12月5日から施行する。

別表1（第2条および第4条第1項関係）

名 称	種 別	報 酬	費用弁償費
理事会出席報酬等	日 額	0 円	5, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	日 額	0 円	5, 0 0 0 円

郡山市以外の市町村からの費用弁償費は、7, 0 0 0 円とする。

別表2（第3条および第4条第2項、第5条、第6条関係）

名 称	種 別	報 酬	費用弁償費
理事長業務報酬	月 額	4 0 0, 0 0 0 円	0 円
理事業務報酬等	日 額	8, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	日 額	1 5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
第三者委員費用弁償	日 額	無 報 酬	2, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員費用弁償	日 額	無 報 酬	5, 0 0 0 円

別表3（第7条関係）

名 称	種 別	報 酬	旅 費
報酬および旅費	日 額	1 5, 0 0 0 円	旅費規程による